

# 消費税率引き上げに伴う 公共料金の改定

10月1日以降の申請から適用(水道料金・下水道使用料を除く。)

10月1日から消費税が10%に引き上げられます。行政サービスや事業の運営、施設の維持管理等にも消費税がかかります。これに伴い、公共料金を改定します。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

文化センター・コミュニティセンター・  
藤江公民館使用料 問各施設

施設名	室名	新料金/1時間
文化センター ☎83-9567	ホール	830円
森岡コミュニティセンター ☎83-3005	ホール	620円
	料理室	620円
緒川コミュニティセンター ☎83-3006	ホール	620円
	料理室	780円
卯ノ里コミュニティセンター ☎34-4822	ホール	620円
	料理室	620円
生路コミュニティセンター ☎83-3008	料理室	620円
藤江公民館*	料理室	620円

※器具使用料(各施設に設置) 16mm映写機・ピアノ 各1回940円  
\*問い合わせは藤江コミュニティセンター ☎83-7950

体育施設使用料 問スポーツ課 ☎83-8333

施設名	区分	新料金/1時間
町体育館	アリーナ全面	720円
はなのき会館	料理室	620円
町営第1グラウンド	グラウンド夜間照明	2,770円*
みどり浜緑地	大広場	2,030円
	小広場	1,010円
学校体育施設	北部中・西部中 運動場夜間照明	2,770円*

\*1時間超えの場合30分毎に1,170円

勤労福祉会館使用料  
問商工振興課 ☎83-6118

室名	新料金/1時間
会議室1	1,560円
会議室2	1,030円

## 水道料金 問上下水道課 内線253

### 基本料金/1か月

区分	口径	料金
専用給水装置 および 臨時給水装置	13mm	429円
	20mm	429円
	25mm	1,980円
	40mm	6,050円
	50mm	9,020円
	75mm	22,550円
	100mm	38,500円
	125mm	58,190円
	150mm	80,850円
共用給水装置	1戸につき	429円

### 水量料金/1か月

区分	使用水量	料金
専用 給水装置 / 1 m <sup>3</sup>	1 ~ 10 m <sup>3</sup>	66円
	11 ~ 20 m <sup>3</sup>	138.6円
	21 ~ 30 m <sup>3</sup>	179.3円
	31 ~ 50 m <sup>3</sup>	211.2円
	51 m <sup>3</sup> 以上	243.1円
共用給水装置	使用水量を契約戸数で割り、専用給水装置の水量料金から算定し、その額に契約戸数を掛けて得た額	
臨時給水装置	1 m <sup>3</sup> につき	310.2円

※参考 口径20mmで1か月  
20 m<sup>3</sup>使用した場合の影響額

増税後①	現在②	影響額①-②
2,475円	2,430円	45円

※新料金の適用について

- ・10月1日より前から継続して給水している場合は12月1日以降の検針分から
- ・10月1日以降に給水を開始した場合は当初から

### 加入者分担金

問上下水道課  
内線133

口径	加入者分担金	口径	加入者分担金	口径	加入者分担金	口径	加入者分担金
13mm	55,000円	20mm	110,000円	25mm	198,000円	40mm	649,000円
50mm	1,133,000円	75mm	2,805,000円	100mm	5,038,000円	125mm	7,370,000円
150mm	10,230,000円	200mm	14,520,000円				

下水道使用料  
問上下水道課  
内線256

区分	排出量	使用料	
一般用	基本使用料 / 1 か月	0~10m <sup>3</sup> 825円	
	超過使用料 / 1 m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	93.5円
		21~30m <sup>3</sup>	104.5円
		31~50m <sup>3</sup>	115.5円
		51~500m <sup>3</sup>	132円
		501m <sup>3</sup> 以上	165円

※参考 1か月20 m<sup>3</sup>使用した場合の影響額

増税後①	現在②	影響額①-②
1,760円	1,728円	32円

※新使用料の適用について

- ・10月1日より前から継続して下水道を使用している場合は 12月1日以降の検針分から
- ・10月1日以降に下水道の使用を開始した場合は当初から